

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に、「免職された」を「免職され、又は税理士であった者であって税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けた」に改める。

附 則

第十三条第一項第三号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。